桜川市地域計画を変更するので、農業経営基盤強化促進法（昭和５５年法律第６５号）第１９条第７項の規定により公告し、当該桜川市地域計画の案及び目標地図を次により縦覧に供する。

なお、当計画の利害関係者は、当該計画の案に対し意見があるときは、縦覧期間満了日までに市に意見書を提出することができる。

令和７年９月４日

桜川市長　大塚　秀喜

１　桜川市地域計画の案及び目標地図の縦覧期間

自　令和７年９月５日

至　令和７年９月１８日

２　桜川市地域計画の案及び目標地図の縦覧場所

　　・桜川市公式ホームページ上

・桜川市役所真壁庁舎　桜川市真壁町飯塚９１１番地農林課窓口